

第 18 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 24 年 12 月 26 日（水）午後 3 時 30 分から午後 17 時 15 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（23 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	齊藤	正孝
	5 番	大道	健實
	6 番	小原喜久雄	
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4 欠席委員（2 名）

	4 番	山田	学
	7 番	石川	雅洋

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第 2 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 5) 議案
 - 第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について
 - 第 2 号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について
 - 第 3 号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について

- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更について
- 第7号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

- 事務局長 野坂 正美
- 忠類支局長 細澤 正典
- 農地振興係長 鯨岡 健
- 忠類支局農地振興係長 伊藤 憲彦
- 農地振興係主査 檜木 良美
- 農地振興係主事補 川本 貴士

7. 会議の概要

議長	定足数に達しておりますから、ただいまから第18回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に規則によりまして、議長から議事録署名委員を指名させていただきます。11番の鯖戸委員、12番の田邊委員にお願いしたいと思いますが、異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	それでは、宜しくお願いをいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	はい。諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、4番山田委員、7番石川委員より欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。
議長	それでは議事に入ります。 報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。報告の第1号の1番から9番までを説明いたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書1ページから3ページの9件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただ今、報告第1号の1番から9番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第1号の1番から9番については、報告のとおり了承されました。
議長	次に、報告第2号の「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。報告第2号の1番から4番を説明いたします。
事務局	報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整結果を報告いたします。1番については、町公社が今月17日に、2番から4番については、今月。あっ失礼いたしました。1番と4番については17日に、2番と3番については、18日にそれぞれ利用調整を行った案件であります。内容につきましては、記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	ただ今、報告の第2号の1番から4番についてを説明をいたしました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	はい。質疑がないようですから、報告の第2号1番から4番については報告のとおり承認をされました。
議長	次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号の1番から3番について説明をいたします。
事務局	【議案第1号1番から3番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は、報告第2号の幕別町農業振興公社が行った利用調整のうちの3件でございます。幕別町に対しまして農業経営基盤強化促進法13条の2第1項に基づき要請するものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号1番から3番は原案のとおり決

しました。

議長 次に、議案第2号の「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について」を議題といたします。議案第2号1番、2番を説明をいたします。

事務局 【議案第2号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

事務局 私の方からですね、この案件の内容につきましてご説明をさせていただきます。この案件につきましては、農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更でございます。町が行ってます、農業振興地域整備計画の農業用施設用地への変更は、1haを超えますと農家住宅建設に伴う農振の除外と同様にですね、道との協議が必要となります。今回、議案第2号の1番、2番の合わせた面積が1haを超えておりますことから町より意見を求められております。また、農業用施設用地への変更に伴う農振の変更要件につきましては、全て満たしているところでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。

議長 ございませんか。

議長 質疑があろうかと思いますが、その前に、この用地の利用内容について、資料がありますから説明をいたします。

事務局 それでは、幕別町より頂いております資料の内容に基づきまして説明をさせていただきます。議案第2号2番の関係でございます。2番の内容につきまして、説明をさせていただきます。まず資材置き場の関係でございますけれども、トラクター4台、プラオ2台、テッター2台、ベラー3台、堆肥散布3台、サブソイラー1台、モアコン2台、防除機が1台、デスク1台、ロータリー1台、あと麦稈ロール600個位、牧草ロール500個位、牧草ラップロール300個位、畜舎及びパドックと付帯いたします建物の資材、パイプ類の2棟分の**古材**という内容になってございます。以上で内容の説明を終わらせて頂きます。

議長 ただ今、施設の利用内容について補足的に説明をいたしました。質疑ございませんか。

議長 はい。蛭原委員。

16番 この下の面積37,000平米ですね。という事は、町単独では、出来ないですね。だから道、知事許可ですね。

議長 そのとおりです。

16番 だから先に申請があつて、知事許可も下りて来ているのですか。

議長 これから。

16番 それから、それとも今、当農業委員会で可決、了承して、それからあがって

行くのですか。

議長 それでは、説明をいたします。

事務局 あの今回ですね。諮問という形で町からあがって来ているところでございます。先ほども、ちょっと若干説明させて頂いたのですが、農業用地への変更の場合 1ha を超えますと、町は農業委員会並びに関係機関に意見を求めるといった状況になってございます。今回その意見を各団体の方から集めまして、町といたしましては、その部分を集めた段階で協議をして、道とこれの関係について協議をすると、いった状況になってございます。一応その後、協議が整って農振の方の用途変更への可能という風になれば農業委員会に対して、農用地の転用という形の書類があがって来るといった状況になっております。以上です。

議長 よろしゅうございますか。

議長 はい。蛭原委員。

16 番 はい。仮に今、これ了承してあがって来ていますよね。知事の許可が来るまで、道の認可になってまだ戻って来ますよね。その間、振興区域の除外とか、そういう新たな申請っていうのかな。それは、この案件が解決するまで、あくまでも止まっちゃうのですか、それとも、その中でもまだやって行けるんですかね。

議長 はい。

事務局 はい。今回ですね、1ha 超えてる部分と議案第 3 号で、農振の除外という部分で農家住宅が、5 件の案件が出るところでございます。その案件と合わせて、町としては、用変並びに除外という形で報告ならびに縦覧とかそういう部分をやると、いう風な話しを聞いております。

16 番 だから、それが終わるまでは入ってこられないのでしょ。新たな人は。

事務局 それが終わるまでは、新たなものは、入ってこられないといった状況になります。

16 番 という事は、おおむね、どのくらいになる。これ今、仮にこのまま通って行ったとして。

事務局 今ですね、一応この諮問が住宅と用変と来ておりますので、それを今後 3 ヶ月程度、4 月の中旬には、住宅とかそういう部分の許可が下りるという風に聞いていますところですよ。

議長 蛭原委員。

16 番 はい。4 月、この許可が下りた以降でないと新たなものは、受けられないという事になるのかな。

事務局 はい、そのとおりです。

16 番	<p>ちよっとうちのほうで農林課の問題になっちゃうのですが、はっきりは出てないのですけれども、うちの農家が、やろうとしている事が受付拒否されているんですよね。農林課で案件として出すのが遅かったのか、この辺これが僕にもわからないのですけれども、書類が出来上がったのだけれども、農林課が受付できませんという事で、次の時、次回までという内容をおっしゃった。という事は、もう4月後半までは、ダメっという事ですよ。だから、もうちょっと、迅速にほかのやっぱり転用施設なんかやる方たくさんいるのですよね。だから、農林課がもう少し迅速に、物事処理して行ってもらえないのかなど。これは個人的な要望になるのですけれども、それで、農家の人が、やれるやれなかったりと言われますよね、だからそういう問題が絡んで来るので、要望ですけど、これ委員会としてももう少し農林課に言っていただきたいなど。</p>
議長	<p>はい。経過については、以上のとおり事務局の説明のとおりであります。なお、今、蛭原さんから出ました関係は、別件となりますし、議案以外でありますけれども、その事は、了解いたしました。</p>
議長	<p>岡崎委員。</p>
20 番	<p>ちよっと質問が、あまりにも低すぎます。ちよっと取り下げます。</p>
議長	<p>では、よろしいのですか、意見。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p>
議長	<p>無い様でありますから、本件につきましては、農業用施設として、「必要最小限であれば特に問題なし」という事で、よろしゅうございますか。</p>
16 番	<p>はい。</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。</p>
	<p>(はいの声多数)</p>
議長	<p>それでは、異議がありませんので、議案第2号の1番、2番については、「必要最小限の面積であれば特に問題なし」ということで決めます。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案の第3号1番から5番を説明いたします。</p>
事務局	<p>【議案第3号1番から5番について、議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>以上の案件につきましては、申請人が農家住宅の建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。幕別地域につきましては、今月の20日に、忠類地域については今月の17日にそれぞれ現地調査をおこなっております。</p>

す。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。

議長 はい。蛭原委員。

16 番 この言葉ですけれども、農業振興区域の整備に関する法律の農用地区域の用途変更と最後の方は、農用地区域の除外となっているのですよね。僕もちょっとこれ良くわからないのですけれども、これの使い分けと、これ土地の表示の部分として、市街化調整区域になっていますよね。市街化調整区域っていうのは、農振の網を掛ける事が出来るのかっていう事。そこをちょっと確認したいのですけど。

議長 はい。

事務局 はい今回ですね、この農用地区域の除外と変更という部分で、若干の説明をさせて頂きたいと思います。農用地区域の除外っていうものにつきましては、あくまでも、住宅の部分を建設するにあたってですね、農振の地域の中にある農用地区域から非農用地区域に変更（白地に変更）するといった部分が農振の除外という風になります。それで、前段のですね、用途変更という部分はずいぶん、あくまでも農業用施設用地に用途を変更すると、農業用の建物を建てるといった部分の変更といった部分でございます。先ほどもちょっと説明したんですが、これについて1 haを超えると、道との協議が必要。1 ha未満であると町村の方で簡易に軽微で出来るといった状況になっております。

事務局 あと、市街化調整区域に付きましても、農用地区域と同じ様な扱いといった形になっております。

議長 質疑、他にございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。

農家住宅の建設につきましては、「特に問題がない」というご意見でありますから、議案第3号の1番から5番については、この申請のとおり決めます。

議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第4号の1番から4番を説明をいたします。

事務局 【議案第4号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページ、2ページに記載されておりますとおり、経営面積、

従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

12 番 これらの案件につきましては、更新でございます。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 4 号の 1 番から 4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 4 号 1 番から 4 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 4 号の 5 番から 10 番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第 4 号 5 番から 10 番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元でございます別添調査書の 3 ページから 5 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

8 番 これらの案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 4 号の 5 番から 10 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 4 号の 5 番から 10 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第4号の11番、12番について、説明をいたします。

事務局 【議案第4号11番、12番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書6ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

22番 この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の11番、12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の11番、12番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第4号の13番から20番について、説明をいたします。

事務局 【議案第4号13番から20番について、議案書をもとに朗読】

(16番蛭原委員退席)

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書7ページから10ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

18番 これらのケースに関しては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないものと思います。以上で説明を終わります。

(16番蛭原委員着席)

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の13番から20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の13番から20番までについては、原案のとおり決しました。

議長 次に議案第4号の21番から24番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第4号21番、24番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書11ページ、12ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

(18番中島委員退席)

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

5番 これらの案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の21番から24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の21番から24番については、原案のとおり決しました。

(18番中島委員着席)

議長 次に議案第4号の25番、26番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第4号25番、26番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書13ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終

わかります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

17 番 この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の25番、26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の25番、26番は原案のとおり決しました。

(19番白木委員退席)

議長 次に議案第4号の27番から40番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第4号27番から40番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元でございます、別添調査書14ページから20ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

24 番 これらの案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の25番、26番については、原案のとおり。

すいません。間違えました。議案第4号の27番から40番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の27番から40番までについては、原案のとおり決しました。

議長 次に議案第4号の41番から44番について、説明をいたします。

事務局 【議案第4号41番から44番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書21ページ、22ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

21番 これらの案件につきましては、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の41番から44番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の41番から44番は原案のとおり決しました。

(19番白木委員着席)

議長 次に議案第4号の45番、46番について、説明をいたします。

事務局 【議案第4号45番、46番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書23ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

24番 この案件につきましては、12月18日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の45番、46番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の45番、46番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第4号の47番、48番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第4号47番、48番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書24ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

11番 この案件につきましては、9月19日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の47番、48番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の47番、48番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第4号の49番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第4号49番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書25ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

20番 この案件は、今月17日に利用調整を行ったものでございます。譲受人は、

意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題はないと考えております。詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の49番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の49番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第4号の50番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第4号50番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元でございます、別添調査書25ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

5番 この案件につきましては、先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は、農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の50番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の50番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第4号の51番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第4号51番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元でございます、別添調査書26ページ上段に

記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

12番 この案件につきましては、先月、買入要請を行ったものでございます。譲受人は、農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の51番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の51番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第4号の52番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第4号52番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元でございます、別添調査書26ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

11番 この案件につきましては、先月、買入要請を行ったものでございます。譲受人は、農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 はい。質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の52番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号の52番は原案のとおり決しました。

議長	次に議案第4号の53番、54番について、説明をいたします。
事務局	【議案第4号53番、54番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書27ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
2番	これらの案件につきましては、先月、買入要請を行ったものでございます。譲受人は、農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の53番、54番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第4号の53番、54番は原案のとおり決しました。
議長	ここで休憩したいと思います。休憩なしでやりますか。
局長	休憩してください。
議長	はい、それでは50分まで。 (16:40から16:50まで休憩)
議長	それでは、休憩をときます。
議長	議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号の1番について、説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

5 番 去る、12月20日、田辺委員、白木委員、事務局とで現地を確認いたしました
が、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事
務局ご説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の1番について、原案
のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第5号の1番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号の2番について、説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条
第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以
上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

14 番 去る、12月20日、田辺委員、白木委員、事務局とで現地を確認いたしました
が、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については、事務局
の説明のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号2番について、原案の
とおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第5号の2番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号の3番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添農地法第3条調査書3ページに記載されておりますとおり、
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えて

おります。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

20番 この案件につきましては、去る12月17日、山田委員、小原委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第5号の3番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号の4番について、説明をいたします。

事務局 【議案第5号4番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

局長 地区担当。

議長 大変失礼しました。すみません。
それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

8番 はい。

議長 尾藤委員。お願いします。

8番 この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第5号の4番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号の5番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第5号5番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

2番 この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第5号の5番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号の6番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第5号6番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

14番 去る12月20日、田邊委員、白木委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については、事務局の説

明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第5号の6番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号の7番について、説明をいたします。

事務局 【議案第5号7番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

18番 この案件につきましては、後継者の生前一括贈与の所有権移転であります。周辺農地への影響はないものと考えております。なお、詳細については、事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第5号の7番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号の8番について、説明をいたします。

事務局 【議案第5号8番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
8 番	この案件につきましては、後継者への一部贈与の所有権移転でありますので、農地周辺への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号の 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 8 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 5 号の 9 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 9 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 9 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
14 番	この案件につきましては、後継者への生前一括贈与の所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については、事務局の説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号の 9 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 9 番は原案のとおり決しました。
議長	議案第 6 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更について」を、議題と

	<p>ございませんか。</p>
議長	<p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>はい。質疑なしといたします。議案第6号の2番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>はい。異議なしといたします。よって、議案第2号の2番は原案のとおり決しました。</p>
局長	<p>6号2番です。</p>
議長	<p>間違えました。6号の2番でございます。</p>
議長	<p>それでは次に、議案第7号「現況証明について」を、議題といたします。事務局から議案第7号の1番を説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>はい。それでは、地区担当委員からのご報告をお願いいたします。</p>
14番	<p>この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る、12月20日、田邊委員、白木委員、事務局とで現地を確認して頂き農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第7号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしといたします。よって、議案第7号の1番は原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第7号の2番を説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第7号2番について、議案書をもとに朗読】</p>

議長 はい。それでは、地区担当委員からの報告をお願いいたします。

18 番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、12月20日、田邊委員、白木委員、事務局とで現地をご確認していただき、農地・採草放牧地以外ということを確認を頂いておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第7号の2番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第7号の2番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第7号の3番、4番を説明をいたします。

事務局 【議案第7号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

議長 はい。それでは、地区担当委員からのご報告をお願いいたします。

2 番 これらの案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、12月20日、田邊委員、白木委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいておりますので、よろしくをお願いをいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第7号の3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第7号の3番、4番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第7号の5番を説明をいたします。

事務局 【議案第7号5番について、議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員からのご報告をお願いいたします。

21 番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでありま

す。去る、12月20日、田邊委員、白木委員、事務局とで現地を確認して頂き農地・採草放牧地以外ということをご確認を頂いておりますので、よろしくお願い致します。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第7号の5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第7号の5番は原案のとおり決しました。

議長

以上で本日予定をされた議案は全部、終了いたしました。これをもちまして、第18回農業委員会総会を閉じたいとます。